

株式会社 鹿児島建築確認検査機構

法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度
評価業務手数料規程

1. 住宅の技術的審査料金：消費税抜き金額（消費税込み金額） 単位：円

(1)戸建住宅

	一般	確認併願
戸建住宅	30,000 (33,000)	25,500 (27,500)

(2)共同住宅等(住戸)

料金算定 = 基本料金 + 戸当たり料金 × 評価住戸数 基本料金 78,000 円 (85,800 円) 戸当たり料金 1,900 円 (2,000 円)

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願
5 戸	87,000 (95,700)	78,000 (85,800)
10 戸	97,000 (106,700)	87,000 (95,700)
20 戸	116,000 (127,600)	104,000 (114,400)
30 戸	135,000 (148,500)	121,000 (133,100)
50 戸	173,000 (190,300)	155,000 (170,500)

(3)共同住宅等(住棟)

料金算定 = 基本料金 + 戸当たり料金 × 総住戸数 + 共用部料金 基本料金 78,000 円 (85,800 円) 戸当たり料金 1,900 円 (2,000 円) 共用部料金 78,000 円 (85,800 円)

【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願
5 戸	165,000 (181,500)	148,000 (162,800)
10 戸	175,000 (192,500)	157,000 (172,700)
20 戸	194,000 (213,400)	174,000 (191,400)
30 戸	213,000 (234,300)	191,000 (210,100)
50 戸	251,000 (276,100)	225,000 (247,500)

※当機構に建築確認申請又は適合証明申請の依頼と併願する場合（確認併願）は、次のとおりとする。

- ① 戸建住宅は、25,000 円 (27,500 円) とする。
- ② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金算定に 0.9 を乗じた額（千円未満は切捨て）とする。
ただし、同一の申請内容に限る。

※共同住宅等の評価において、「住戸」の評価と建築物全体の「住棟」の評価の両方を行う場合の料金は、建築物全体の「住棟」の評価料金とする。

※共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は戸建住宅の額とする。

※「共用部を有しない住戸のみの共同住宅等」の料金は戸建住宅の料金を戸数を乗じた額とすることができる。

※ 変更申請に係る料金は、当初の申請で適用された料金の0.5を乗じた額とする。

2.非住宅の技術的審査料金：消費税抜き金額（消費税込み金額） 単位:円

延べ面積(m ²)	算定方法 用途分類	モデル建物法			標準入力法等		
		A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
～300	未満	49,000 (53,900)	29,000 (31,900)	29,000 (31,900)	99,000 (108,900)	69,000 (75,900)	69,000 (75,900)
300～1,000	未満	79,000 (86,900)	49,000 (53,900)	49,000 (53,900)	169,000 (185,900)	109,000 (119,900)	87,000 (95,700)
1,000～2,000	未満	99,000 (108,900)	69,000 (75,900)	61,000 (67,100)	209,000 (229,900)	139,000 (152,900)	87,000 (95,700)
2,000～3,000	未満	130,000 (143,000)	95,000 (104,500)	69,000 (75,900)	244,000 (268,400)	165,000 (181,500)	113,000 (124,300)
3,000～4,000	未満	156,000 (171,600)	113,000 (124,300)	87,000 (95,700)	297,000 (326,700)	200,000 (220,000)	139,000 (152,300)
4,000～5,000	未満	191,000 (210,100)	139,000 (152,900)	104,000 (114,400)	367,000 (403,700)	244,000 (268,400)	165,000 (181,500)
5,000～10,000	未満	235,000 (258,500)	165,000 (181,500)	122,000 (134,200)	428,000 (470,800)	288,000 (316,800)	183,000 (201,300)
10,000～20,000	未満	288,000 (316,800)	191,000 (210,100)	148,000 (162,800)	506,000 (556,600)	341,000 (375,100)	218,000 (239,800)
20,000～50,000	未満	341,000 (375,100)	235,000 (258,500)	183,000 (201,300)	603,000 (663,300)	402,000 (442,200)	244,000 (268,400)
50,000～100,000	未満	363,000 (399,300)	279,000 (306,900)	226,000 (248,600)	708,000 (778,800)	471,000 (518,100)	279,000 (306,900)
100,000～	未満	370,000 (407,000)	349,000 (383,900)	270,000 (297,000)	725,000 (797,500)	559,000 (614,900)	332,000 (365,200)

※A種、B種、C種の用途分類の適用については別表による。

※表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

部分を対象とした評価の場合は、評価対象部分の延べ面積により料金を算定する。

※一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は、次のとおり適用する。

- ① A分類が含まれるときはA分類
- ② A分類が含まれず、B分類が含まれるときはB分類

※当機構に建築確認申請の依頼と併願する場合は、上記2の料金表に0.9乗じた額（1,000円未満は切捨て）とする。

※複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）の場合は、住宅及び非住宅の料金を合わせた額とする。

※変更申請に係る技術的審査料金は、当初の申請で適用された技術的審査料金の0.5を乗じた額（1,000円未満は切捨て）とする。ただし、次の場合は当初の申請で適用された技術的審査料金とする。

- ① 用途分類を変更する場合
- ② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
- ③ 評価方法の変更（モデル入力法⇔標準入力法等）
- ④ 直前の判定を当機構以外の機関等から受けている場合

3. 次のいずれかの内容の変更を申請する場合の技術的審査料金は無料とする。
 - ① 申請者等の氏名、住所等の記載の変更
 - ② 建築物の所在地等の記載の変更
 - ③ 評価への適合性が容易に判断できる変更の場合
4. 適合証を再発行する場合又は上記3の変更に基づき、適合証を交付する場合の発行料金は、1通につき1,000円（消費税込み）とする。
5. プレート代、シール代は別途実費とする。
6. 当機構が特に必要と認める場合は、上記によらず手数料を減額し、または免除することができる。

（附則）この手数料規程は、令和5年6月26日より施行する。